

観 観 産 第 1 3 2 号
平成 2 4 年 6 月 2 9 日
観 観 産 第 4 1 1 号
一部改正 平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日
観 観 産 第 6 2 2 号
一部改正 平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日
観 参 第 1 8 5 号
一部改正 平成 3 0 年 8 月 3 0 日
観 参 第 4 3 3 号 の 4
一部改正 令 和 元 年 8 月 1 日

各都道府県知事 殿

観光庁長官

「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところです。

今般、自動車局より、実質的な下限割れ運賃の防止等に向けた取引環境のさらなる適正化のため、令和元年6月14日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）を改正し、同年8月1日より、貸切バス事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加したことを受け、別添のとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成30年8月23日付け国自旅第137号）の参考様式を改正した旨の通知があったことから、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成24年6月29日付け観観産第132号）を別添新旧対照表のとおり改正したので通知します。

つきましては、本改正の趣旨及び内容について了知されるとともに、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して、当該事業者が、貸切バス事業者が運行するバスを利用した旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。